術上の基準を定める省令を廃止する省令鉄道車両用機器の整備のためのポリ塩化ビフェニルの使用に関する技

境省令第一号)(平成十四年九月四日)厚生労働省・経済産業省・国土交通省・環

令を廃止する省令を次のように定める。整備のためのポリ塩化ビフェニルの使用に関する技術上の基準を定める省政令(平成十四年政令第二百八十七号)の施行に伴い、鉄道車両用機器の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する

号)は、廃止する。上の基準を定める省令(昭和四十九年厚生省・通商産業省・運輸省令第一条の基準を定める省令(昭和四十九年厚生省・通商産業省・運輸省令第一鉄道車両用機器の整備のためのポリ塩化ビフェニルの使用に関する技術

附則

この省令は、公布の日から施行する。

2

。用機器に関するものに限る。)の管理については、なお従前の例によるの保管、表示及び保管場所の表示並びに管理責任者の選任及び業務 (使ている鉄道車両の主変圧器及び主整流器 (以下「使用機器」という。)この省令の施行の際現にポリ塩化ビフェニルを含有する油が使用され